

あせりにかられたJR東期末手当差別拡大を提案

日刊
動労千葉

1988.6.6
No.2830

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二二二二七〇七

すべての組合員のみなさん！ JR東は、五月三〇日、「期末手当成績率の格差拡大」を提案してきた。この攻撃は、今日、JR当局、革マル・鉄道労連の狙う「一企業一組合」が完全に破産しているなかで「国鉄労働運動を叩きつぶす」ためには徹底的に賃金差別をするというものだ。しかも、「昇給実施前」「夏季手当支給前」という時期を狙って提案するというヒレッ極まりない代物だ。われわれは、断じてこの攻撃を許さない！ 差別には団結をもつて対決する基本原則を守り、この攻撃をはねかえそう！

手当の増・減額の最高
一〇%から一五%に拡大

現行

成績率（増額）は、調査期間内における勤務成績に応じて次のとおりとする。
ア、勤務成績が特に優秀な者 一〇／一〇〇増
イ、勤務成績が優秀な者 一〇／一〇〇増
ア、勤務成績が良好でない者 五／一〇〇減

成績率（減額）は、調査期間内における懲戒処分及び勤務成績に応じて、次のとおりとする。
ア、出勤停止 一〇／一〇〇減
イ、減給、戒告、訓告及び勤務成績が良好でない者 五／一〇〇減

期末手当の成績率の割合を次のとおりとする。
（）増額
ア、勤務成績が極めて優秀な者 一五／一〇〇増
イ、勤務成績が特に優秀な者 一〇／一〇〇増
ウ、勤務成績が優秀な者 五／一〇〇増
（）減額
ア、出勤停止の処分を受けた者 一五／一〇〇減
イ、減給又は戒告の処分を受けた者 一〇／一〇〇減
ウ、訓告を受けた者及び勤務成績が良好でない者 五／一〇〇減

実施時期、「昭和六三年度」の年末手当から、

という内容であり、

①手当のアップは、「極めて優秀な者は一五%アップ」ということを新設した。では、「極めて」「特に」とどこがどういう違いがあり、その基準はどこにあるのかなどといふものが全くなく、極めて抽象的なものである。つまり、当局の裁量ひとつで判断され、賃金差別が生じる、という断じて認められないものなのだ。

②また、手当のカットについては、これまで出勤停止で「一〇%カット」が「一五%カット」へと、減給・戒告処分の者を「五%カット」から「一〇%カット」へとそれぞれ重処分にしたのである。



反対同盟
宮本嘉氏

全組合員の家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉砕せよ！

反対同盟副行動隊長・宮本嘉氏が五月三〇日、急性心不全のためお亡くなりになりました。氏は、三里塚闘争が始って以来、その先頭に立ちつけられるとともに、敵・公団、裏切り者を鋭く弾劾し、反対闘争を指導してきた方であります。氏の急逝に哀悼の意を表するとともに、故人の意志を引き継ぎ、三里塚闘争勝利のためにたたかうことを明らかにいたします。